

事務連絡

平成12年3月27日

都道府県  
各指定都市 民生主管(部)局 御中  
中核市

厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課

介護保険の適用除外者に係る情報提供について

本年4月1日より介護保険法(平成9年法律第123号)が施行されますが、介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第11条第1項及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第170条の規定により、身体障害者療護施設等に入所している者は介護保険の適用除外とされているところです。別紙通知案に記述している理由等から、当該適用除外施設に入所の措置等を行っている都道府県又は市町村の担当部局から市町村の介護保険担当部局に対して、適用除外者に関する情報提供していただくこと等が、入所者の福祉の増進のためにつながるものと思慮されることから、貴部局におかれましても通知案の趣旨をご考慮の上、当該情報提供等の実施にご協力下さいますとともに、都道府県におかれましては、域内市町村に対し周知方下さいますようお願い申し上げます。

別紙通知案につきましては近日中に正式に送付する予定です。介護保険法の施行まで期日がございませんが、諸事情をお酌み取りいただき、出来る限り速やかにご対応下さいますよう、重ねてお願い申し上げます。

(担当)

厚生省大臣官房障害保健福祉部  
障害福祉課企画法令係 平岩・田代  
TEL 03-3503-1711 (内線3064)

障障第 号  
社援○第 号  
平成12年3月〇〇日

各都道府県・指定都市・中核市民生主管（部）局長 殿

厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長

社会・援護局保護課長

介護保険の適用除外者に係る情報提供について

平成12年4月1日より施行される介護保険法（平成9年法律第123号）においては、原則として65歳以上の者はその住所地の市町村の第1号被保険者となるものであるが、例外的に身体障害者療護施設その他の施設（以下「適用除外施設」という。）の入所者については、介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第11条第1項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第170条の規定により、当分の間、介護保険の被保険者とならないこととなる。

したがって、各市町村の介護保険担当部局においては、保険料の適正な賦課等のために、当該市町村に住所を有する65歳以上の者であって、施行法第11条第1項及び施行規則第170条の規定により介護保険の被保険者とならないもの（以下「適用除外者」という。）を的確に把握する必要がある。

しかしながら、この適用除外者に関する情報は、市町村の介護保険担当部局だけでその全てを把握することが困難であり、施設入所の措置等を行っている都道府県又は市町村の担当部局（以下「措置部局」という。）からの情報提供が必要となる場合がある。また、措置部局において、適用除外者に対し、介護保険の被保険者とならないこと等について周知をしていただく必要があると考えている。

このため、貴職におかれては、下記に従って当該情報提供等について御協力をいただくとともに、管下の市町村及び適用除外施設に対し周知方お願いします。

なお、40歳以上65歳未満の者については、当該者が加入している医療保険者において介護保険の第2号被保険者としての把握・管理を行う必要があるため、入所者に対し、医療保険者への届け出等が必要であること、当該届け出等についての照会は医療保険者に対して行うことの周知方お願いします。また、医療保険者から措置部局や適用除外施設に対して、入所者に係る照会等があった場合には、当該照会等に対して必要な協力をいただくとともに、管下の市町村及び適用除外施設に対し周知方お願いします。

なお、本通知については厚生省介護保険制度実施推進本部事務局と協議済みであることを申し添える。

## 記

### 第1 適用除外者の範囲及び措置部局

適用除外者は、施行法第11条第1項及び施行規則第170条により、以下のとおり規定されている。措置部局は、1については各市町村の障害者福祉担当部局、2及び3については各都道府県、指定都市又は中核市の障害者福祉担当部局、4及び6については各福祉事務所である（5については、本通知の対象外であり、別途関係局から通知される予定である）。

- 1 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第4項第3号の規定により同法第30条に規定する身体障害者療護施設に入所しているもの
- 2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の4に規定する重症心

身障害児施設に入所しているもの

- 3 児童福祉法第27条第2項の厚生大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病棟に限る。）に入院しているもの
- 4 心身障害者福祉協会法（昭和45年法律第44号）第17条第1項第1号に規定する福祉施設に入所しているもの
- 5 国立及び国立以外のハンセン病療養所に入所しているもの
- 6 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号に規定する救護施設に入所しているもの

## 第2 措置部局による適用除外者に係る情報の提供について

### 1 介護保険法施行前の当初の情報提供について

措置部局は、平成12年4月1日現在で65歳以上である入所者について、以下の表に従い、①～⑦の情報を、表の情報提供先の市町村介護保険担当部局に提供するものとする。

情報提供先	情報提供時期
当該者の住所地	直ちに

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所
- ⑤ 適用除外施設の名称
- ⑥ 適用除外施設の所在地
- ⑦ 適用除外施設の種類

### 2 1の情報提供後、平成12年3月31日までの情報提供について

措置部局は、1の情報提供を行った後、平成12年3月31日までの間に、4月1日時点で65歳以上であるものについて、以下の表の情報提供の契機が生じるごとに、①～⑤の情報を、表の情報提供先の市町村介護保険担当部局に提供するものとする。

情報提供の契機	情報提供先	情報提供時期	⑤の 情報提供の理由
(イ) 4月1日時点で 65歳以上である 者が施設に入所し たとき	入所後の住所地	施設入所後、 直ちに	入所
(ロ) 4月1日時点で 65歳以上である 者が施設を退所し たとき	退所前の住所地	施設退所後、 直ちに	退所
(ハ) 施設入所中に異 なる市町村間で住 所異動があったと き	異動先の住所地	住所異動後、 直ちに	転入

※ 施設入所後に住所を施設所在地に異動する場合には、まず(イ)の情報提供をおこなったあと、改めて住所異動後に(ハ)の情報提供を行う。

ただし、施設入所時点の住所と4月1日時点の住所が異なることが明らかな場合については、(イ)の情報提供を、入所時点の住所ではなく4月1日時点の住所(の予定地)のみに行うことも可能とする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所
- ⑤ 適用除外施設の名称

- ⑥ 適用除外施設の所在地
- ⑦ 適用除外施設の種類
- ⑧ 情報提供の理由

### 3 平成12年4月1日以降の情報提供について

措置部局は、以下の表の情報提供の契機が生じることにより、①～⑨の情報を、表の情報提供先の市町村介護保険担当部局に提供するものとする。

情報提供の契機	情報提供先	情報提供時期	⑨の 情報提供の理由
(イ) 65歳以上の者が施設に入所したとき	入所後の住所地	施設入所後、直ちに	入所
(ロ) 施設入所者が65歳に到達したとき	65歳到達時の住所地	65歳到達の1箇月前まで	65歳到達
(ハ) 適用除外者の施設入所中に異なる市町村間で住所異動があったとき	異動先の住所地	住所異動後、直ちに	転入
(ニ) 適用除外者が施設を退所したとき	退所前の住所地	施設退所後、直ちに	退所

※ 施設入所後に住所を施設所在地に異動する場合には、まず(イ)の情報提供をおこなったあと、改めて住所異動後に(ハ)の情報提供を行う。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所